

就学援助制度 新入学準備金の支給について

犬山市では、経済的な理由により小学校に支払う費用の負担でお困りの方に、入学準備に必要な費用の一部を援助します。

記

1. 対象となる方

以下の条件すべてに該当する方が対象となります。

- ① お子様が令和9年4月に犬山市内の小学校に入学予定の方
- ② 令和9年1月1日時点で犬山市に住所を有している方
- ③ 就学援助の要件のいずれかに該当する方
 - ア 生活保護が停止または廃止になった
 - イ 市民税が非課税の方または減免された
 - ウ 個人事業税が減免された
 - エ 固定資産税が減免された
 - オ 国民年金の掛金が全額免除された
 - カ 国民健康保険税が減免された
 - キ 児童扶養手当の支給を受けている
 - ク 生活福祉資金の貸付けを受けている
 - ケ 生活保護に準ずる程度に経済的に困窮している

※③ケについては、同一世帯の方全員の総所得金額が犬山市教育委員会の定める所得基準を満たす必要があります。

【収入目安額】

世帯構成（例）		給与所得者（世帯全員）の収入額	総所得金額
3人世帯	親（父または母）1人、子2人	約395万円	約262万円
4人世帯	両親、子2人	約425万円	約286万円

（※）「同一世帯の方全員」というのは、住民票の世帯を別としている場合であっても生計を一としている方は同一世帯とみなします。

（※）総所得金額は、給与所得のみの方は、源泉徴収票の給与所得控除後の金額です。

（※）所得基準は、世帯構成・人数・年齢などにより異なります。

2. 申請方法及び期間

（1）申請期間 令和8年10月1日（木）～11月30日（月）

（2）申請方法 ①オンライン申請

URL<<https://otetsuzuki.jp/inuyama-city/application-services/249bada8-02f2-487f-b51b-12380b457bb1>>



②学校教育課窓口

- ・「就学援助費（新入学準備金）支給申請書兼請求書」を提出
- ※学校教育課窓口、各出張所、市ホームページにて取得可能。

- (3) 添付書類 ○申請者全員
振込先が確認できる通帳の写し
○令和8年1月2日以降に犬山市に転入した方
「令和8年度課税証明書」
○無職の方・失業した方（配偶者の扶養に入っている場合は除く）
「離職証明書」、「雇用保険受給資格証」など無職である証明書類

3. 支給額

- (1) 支給額 ：64,300円（定額）
(2) 支給時期：令和9年2月
(3) 支給方法：保護者が指定する保護者名義の口座に振り込みます。

4. 支給までのながれ

令和8年10月～11月	申請期間
令和9年1月中旬	支給認定・不認定の通知
令和9年2月下旬	「新入学準備金」支給

※このスケジュールは令和8年9月時点での予定であり、変更する場合があります。

5. 注意事項

- ・今回の新入学準備金の支給を受けた場合で、「令和9年度就学援助制度」を希望する方は、入学後に申請を行ってください。
- ・支給後に転出された場合は、新入学準備金の返金は求めませんが、転出先自治体に本市で新入学準備金の入学前支給を行った旨を通知いたします。なお、転出の予定が明らかな場合は、申請をお控えください。

(担当) 犬山市教育委員会 教育部 学校教育課 庶務担当
電話:0568-44-0358(直通) FAX:0568-44-0372 E-mail:070200@city.inuyama.lg.jp